

1. 安全上のご注意

ご使用前に必ずお読みいただき、お客さまや他の人々への危害や損害を未然に防止するために、必ずお守りください。注意事項は、誤った取り扱いによる危害や損害の程度を、以下の表示で区分しています。

危険 誤った取り扱いをすると「死亡または重傷を負う危険が切迫して生じる場合が想定される」内容を示します。

警告 誤った取り扱いをすると「死亡または重傷を負う可能性が想定される」内容を示します。

注意 誤った取り扱いをすると「傷害を負う可能性および物的損害のみが発生する可能性が想定される」内容を示します。

絵表示の内容

「一般的な禁止」事項を示しています。

「分解禁止」事項を示しています。

「水ぬれ禁止」事項を示しています。

「必ず行う」事項を示しています。

4. 免責事項

- つぎのような場合には、保証期間内でも点検・修理は有料になります。
- ご使用上の誤り、および不当な修理や改造、分解による故障および損傷。
 - お取り付け後の取付場所の移動、落下などによる故障および損傷。
 - 火災、塩害、地震、風水害、雷、煤煙、降灰、酸性雨、腐食性などの有害ガス、ホコリ、異常気象、異常電圧、異常電磁波、ねずみ・鳥・くも・昆虫類などの侵入およびその他天変地異または戦争、暴動など破壊行為による故障および損傷。
 - 車両、船舶に備品として搭載された場合に生じた故障および損傷。
 - 音、振動、塗装の退色、メッキの軽微な傷、錆など設計仕様の範囲内の外観上の現象。
 - 取付説明書および取扱説明書などに指示する方法以外の工事設計、取付工事、取扱いが原因で生じた不具合、故障および損傷。
 - 一般家庭用以外（例えば、業務用、工業用）でご利用になられた場合。
 - 過度な頻度で警報器を点検したことにより電池が消耗した場合。
 - 取付場所が不適切で、調理の煙や湯気、ホコリなど、住宅環境による警報発生により電池が消耗した場合
 - 警報器に故障、異常が認められない場合。
 - 本保証書および「警報器登録票」または「リース契約書」のご提示がない場合。
 - 「警報器登録票」または「リース契約書」にお取り付け年月、販売店（リース取扱店）名の記入がない場合、あるいは販売店（リース取扱店）の訂正印なしで、字句を書き換えられた場合。
 - 使用場所が当社のガス供給区域外の場合。（出張料を別途頂きます。）

5. お客さまへ

- アフターサービスについてご不明な場合は、販売店（リース取扱店）もしくは最寄りの大阪ガスお客さまセンターへお問い合わせください。
- 「警報器登録票」または「リース契約書」に販売店（リース取扱店）名のない警報器については無効となります。購入時にご確認ください。
- 本保証書および「警報器登録票」または「リース契約書」は再発行いたしません。紛失しないよう大切に保管してください。
- ご転居の場合またはご贈答品などで、「警報器登録票」または「リース契約書」に記載している販売店（リース取扱店）に点検・修理をご依頼できない場合は、最寄りの大阪ガスお客さまセンターへご連絡ください。
- 保証期間内に無料修理した場合であっても、保証期間は当初の保証期間となります。修理ができないと判断した場合は、無料交換させていただくことがあります。無料交換の際は、警報器の仕様、外観、取付方法を変更させていただく場合があります。
- 本保証書によってお客さまの法律上の権利を制限するものではありません。
- 本保証書は日本国内においてのみ有効です。This warranty is valid only in Japan.

6. 保証者

住所 大阪市中央区平野町 4-1-2
Tel フリーダイヤル 0120-0-94817（お客さまセンター）
会社名 大阪ガス株式会社

危険

火災の警報音が鳴ったら、以下の内容を必ず守ってください。

必ず行う 火元を確認し、消火してください。

必ず行う 消火が不可能なときは、避難してください。



警告

分解や改造はしないでください。故障の原因となります。

警報器を落下させるなど、衝撃を与えないでください。故障の原因となります。

警報器の取り付け、取り外し、定期点検、異常時の点検・処置などを行うときは、安定した踏み台を使い、十分注意してください。

転落・転倒・落下によるケガのおそれがあります。

ライターやタバコの煙などを使って、点検を行わないでください。

火災や故障の原因となります。

注意

取付位置を移動させないでください。警報の遅れの原因となります。取付位置を変える必要が生じたときは、販売店（リース取扱店）にご相談ください。

警報器の前に物を置いたり、取り付けたりしないでください。警報の遅れの原因となります。

警報器に耳を近づけて、警報音を聞かないでください。聴力障害などの原因になるおそれがあります。

引きひもを引いて火災警報音を止めるとき、および定期点検をするときは、強く引いたり、ぶら下がったりしないでください。

警報器の落下や、ひも切れまたはひもが外れるおそれがあります。

警報器を水につけたり、水をかけたりしないでください。故障の原因となります。

専用リチウム電池のコネクタは確実に差し込んでください。差し込みが不十分な場合、発熱するおそれがあります。

お客さまご自身で専用リチウム電池を交換しないでください。故障の原因となります。

電池切れの場合は、販売店（リース取扱店）までご連絡ください。

2. 使用上のご注意

この警報器は煙を感知して警報しますが、次のような場合は煙を感知できないことがあります。また、室内の空気の流れなどにより、煙感知部に煙が到達しなければ警報しません。

- 火のまわりの早い火災
- 爆発的な火災
- 電気火災、薬品火災
- 煙の発生が少ない火災

この警報器は、火災で発生する煙以外の事象（熱、可燃性ガスの発生、一酸化炭素ガスの発生）は検知できません（ガスもれ、不完全燃焼を検知する機能はありません）。

日頃、人がいない部屋に取り付ける場合は、あらかじめ警報音が聞こえることを確認してください。

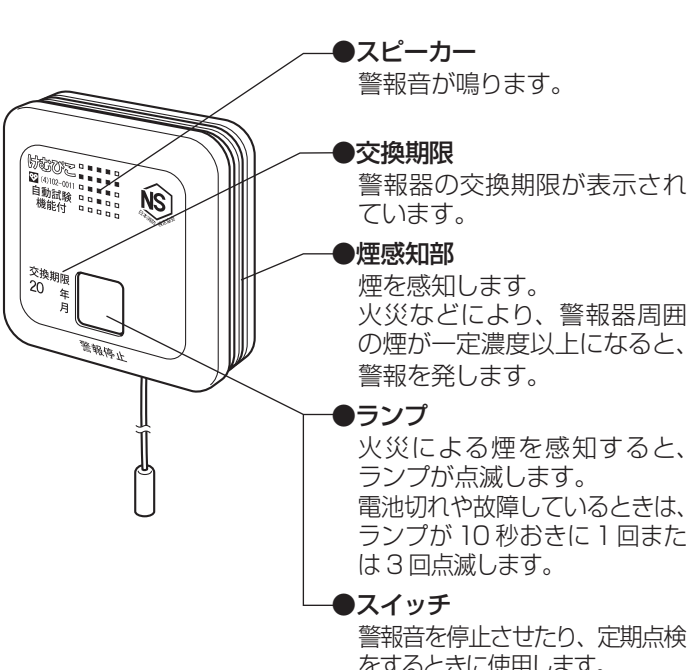
次のような場合は警報音が聞こえないことがあります。

- 疲労、風邪薬などの服用、飲酒などによる、眠りの深い就寝中
- 警報器設置場所と人のいる場所の間に音の障害（扉など）がある場合
- 周囲の騒音（交通、オーディオ、エアコンなど）が大きい場合
- その他、聴力が弱くなっている場合など

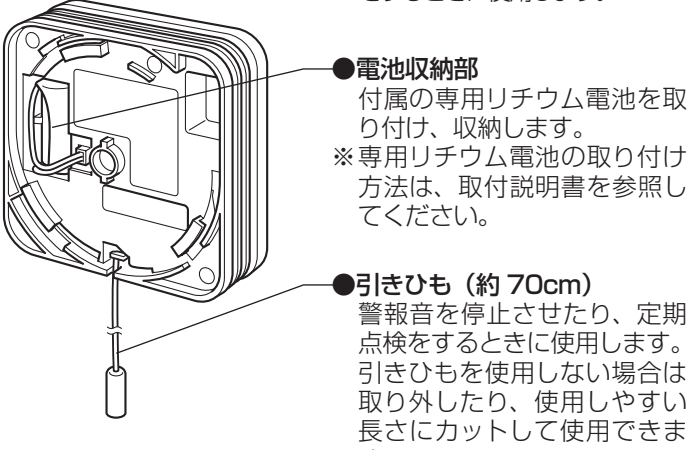
この警報器は、消防法で定められた自動火災報知設備には該当しないため、それらの用途には使用できません。

使用温度範囲外での使用や、ホコリなどが多い場所に取り付けたとき、頻繁に点検された場合、長時間音声警報を鳴らされた場合などは電池消耗が早くなり、交換期限前に電池切れ警報する場合があります。

3. 各部のなまえとはたらき



- スピーカー** 警報音が鳴ります。
- 交換期限** 警報器の交換期限が表示されています。
- 煙感知部** 煙を感知します。火災などにより、警報器周囲の煙が一定濃度以上になると、警報を発します。
- ランプ** 火災による煙を感知すると、ランプが点滅します。電池切れや故障しているときは、ランプが10秒おきに1回または3回点滅します。
- スイッチ** 警報音を停止させたり、定期点検をするときに使用します。



- 電池収納部** 付属の専用リチウム電池を取り付け、収納します。専用リチウム電池の取り付け方法は、取付説明書を参照してください。
- 引きひも（約70cm）** 警報音を停止させたり、定期点検をするときに使用します。引きひもを使用しない場合は取り外したり、使用しやすい長さにカットして使用できます。

4. 取付位置について

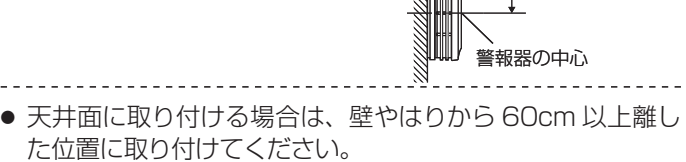
この警報器は、以下のような場所への設置をおすすめします。居室、寝室、階段、廊下

〔台所には、火災、ガスもれ、不完全燃焼の3つが検知できる「火災・ガス警報器びこびこ」をお使いください。〕

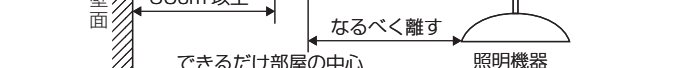
※設置および維持基準は、政省令で定める基準にしたがい、市町村条例で定められています。各市町村によって設置場所が異なる場合がありますので、各市町村が定める火災予防条例を確認してください。

警報器のスイッチ（点検、警報音停止兼用）が操作しやすい位置に取り付けてください。

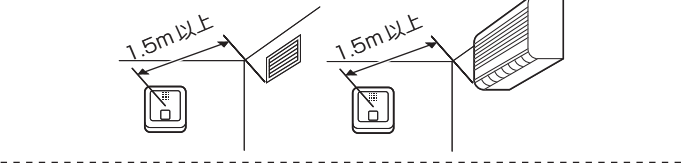
壁面に取り付ける場合は、警報器の中心が天井面下15cmから50cmまでの範囲にくるように取り付けてください。



天井面に取り付ける場合は、壁やはりから60cm以上離れた位置に取り付けてください。



換気口など、空気の吹出口から1.5m以上離してください。



壁面に取り付ける場合は、できるだけぎりぎり壁やはりから60cm以上離してください。



取り付けてはいけない場所について

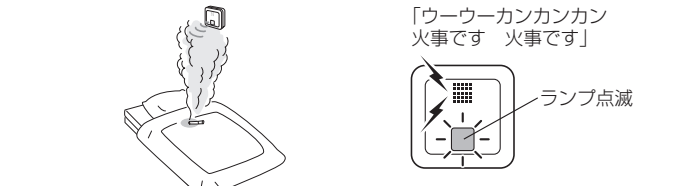
以下の場所には、警報器を取り付けないでください。誤作動や故障、または警報が遅れる原因となります。

- 浴室内、水のかかる場所、水滴がつく場所。感電や電氣的故障の原因になります。
- 温度が0℃～40℃の範囲をこえる場所。警報器としての機能を果たしません。また、誤作動の原因になります。
- タンスなどから60cm以内の場所。
- 空気の流れが激しい場所。換気扇や扇風機の近く。すまみ風の強い場所。
- ホコリや虫の多い場所。
- 火災以外の煙や蒸気がかかる場所、車庫など。
- カーテンウォールなどで仕切られた場所。
- 屋外。屋内専用です。

5. お知らせ機能について

火災による煙が発生したときは

警報器周囲の煙が一定濃度以上になると、ランプが点滅し、「ウーウーカンカンカン 火事です 火事です」と警報します。



電池切れのときは

電池の電圧が低下すると、ランプが10秒おきに1回点滅し、「ピッ 電池切れです」と1回お知らせした後、約1分おきに「ピッ」音が鳴ります。スイッチを押すと、ランプが1回点滅し、「ピッ 電池切れです」と1回お知らせし、以後36時間ランプ表示と「ピッ」音は停止します。

故障しているときは

故障していると、ランプが10秒おきに3回点滅し、「ピッピッピッ 故障です」と1回お知らせした後、約1分おきに「ピッピッピッ」音が鳴ります。スイッチを押すと、ランプが1～3回点滅し、「ピッピッピッ 故障です」と1回お知らせし、以後36時間ランプ表示と「ピッピッピッ」音は停止します。

※電池切れ警報中または故障警報中であっても、煙を感知した場合、火災警報が可能であれば火災警報を発します。※36時間の停止中にスイッチを押すと、お知らせの音声を発しますが36時間のタイマーはリセットされません。※36時間を経過すると、再度ランプが点滅し「ピッ」音（または「ピッピッピッ」音）が鳴ります。

〈自動試験機能〉

電池切れまたは故障した場合、自動的に検知し、お知らせする自動試験機能を備えています。

おたがひ

自動試験機能では、すべての故障は検知できません。ランプが点滅しなくても1ヶ月に1回程度の点検を行ってください。

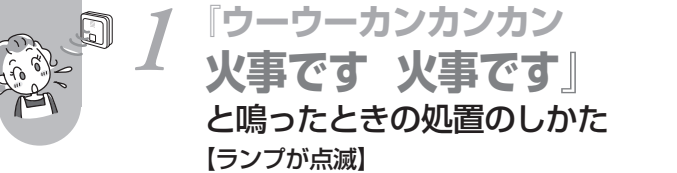
〈警報履歴確認機能〉

警報器が正常に作動しているときに、定期点検から10日間以内に火災警報または電池切れ・故障があった場合、履歴を表示する機能を備えています。「ピッ 正常です」の後に以下の表示をします。

- 火災警報があった場合、ランプが約1秒間点灯します。
- 電池切れ・故障があった場合、ランプが約1秒間に3回点滅します。専用リチウム電池のコネクタを警報器に接続してから約25分以内については、警報履歴は残りません。

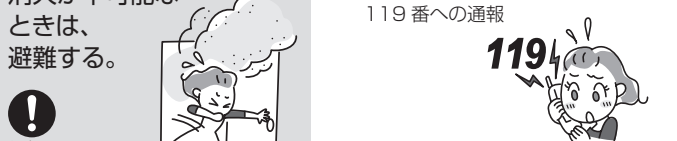
6. 警報音が鳴ったときの処置のしかた

1 「ウーウーカンカン 火事です 火事です」と鳴ったときの処置のしかた [ランプが点滅]



火元を確認し、119番へ通報するなどの適切な処置をしてください。

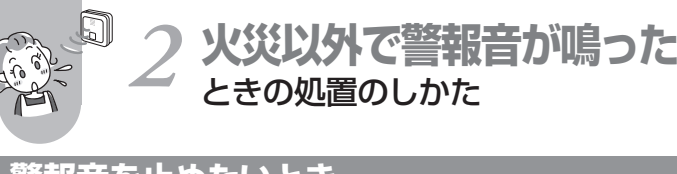
119 初期消火



警報器周囲の煙が一定濃度以下になると、警報音が鳴りやみ、ランプが消灯します。

2 火災以外で警報音が鳴ったときの処置のしかた

警報音を止めたいとき



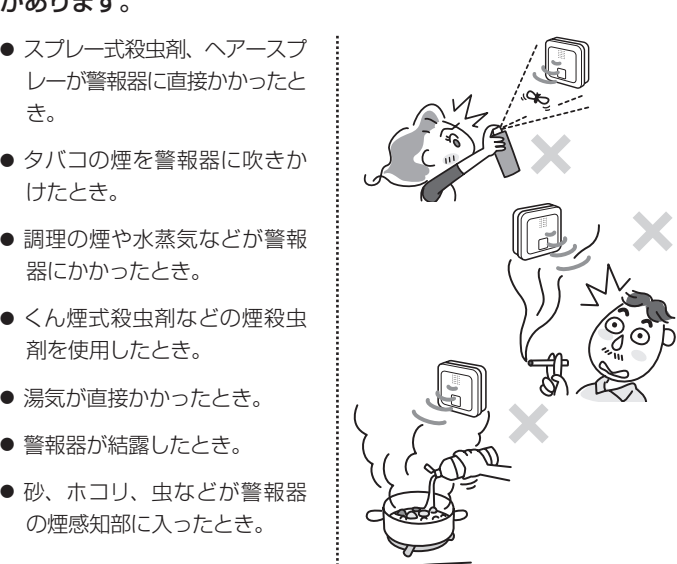
スイッチを押してください。（約1秒）引きひもがあるときは、引きひもを引いてください。（約1秒）約5分間警報音が止まり、ランプが消灯します。

※警報を停止してから5分後、煙感知部が煙を感知している場合は、再度警報音が鳴り、ランプが点滅します。

※止まっている間に、警報作動原因を取り除けば、警報は止まります。

警報音が鳴った原因について

火災以外でも次のような場合には、火災警報動作をすることがあります。

- スプレー式殺虫剤、ヘアスプレーが警報器に直接かかったとき。
 - タバコの煙を警報器に吹きかけたとき。
 - 調理の煙や水蒸気などが警報器にかかったとき。
 - くん煙式殺虫剤などの煙殺虫剤を使用したとき。
 - 湯気が直接かかったとき。
 - 警報器が結露したとき。
 - 砂、ホコリ、虫などが警報器の煙感知部に入ったとき。
- 

7. 定期点検

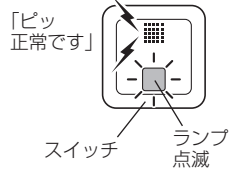
正常に動作することを確認するために、1ヶ月に1回程度定期点検を行ってください。
(1週間以上留守にされた場合も点検を行ってください。留守中の電池切れ警報を、確認できないおそれがあります。)

動作機能を確認する

1 警報器が警報動作中や警報音停止中でないことを確認する。

テスト機能を使って確認する

- 2 スイッチを押す(約1秒)、または引きひもを引く(約1秒)。
- 「ビッ 正常です」が1回鳴り、ランプが1回点滅すれば正常です。
 - 10日以内に火災警報または電池切れ・故障があった場合は、履歴を表示します。(「5.お知らせ機能について」参照)



警報音を鳴らして確認する

- 2 スイッチを約3秒間長押しする。または引きひもを約3秒間引く。
- 火災警報音「ウーウーカンカンカン 火事です 火事です」が鳴り、ランプが点滅すれば正常です。

- ◆下記の異常などがなく確認できます。
- 煙感知部の異常 ●電源異常

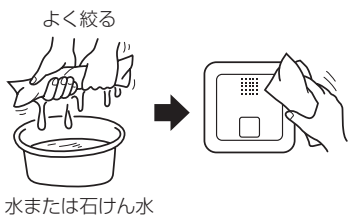
〈正常に動作しない場合は〉
動作確認をしても警報音が鳴らないなどの異常があった場合は、「11.異常時の点検・処置」を参照してください。

故障状態では煙を感知できず、火災警報動作をしない場合があります。

8. お手入れのしかた

警報器側面のスリット(煙感知部)にホコリやくもの巣がつくと、正しく警報しない場合があります。警報器がより良い状態で動作するようにお手入れをおすすめします。

- 1 警報器を取り外す。
(「9.警報器の取り外し・取り付けかた」参照)



- 2 警報器および取付部付近の壁面または天井面の汚れをふき取る。
布を水または石けん水に浸し、よく絞ってからふき取ってください。

- 3 本体の表面がよく乾いてから取り付ける。
(「9.警報器の取り外し・取り付けかた」参照)

- 4 本体を取り付けてから、正常に動作することを確認する。(「7.定期点検」参照)

警報器取付部付近の壁や天井面を掃除するときは、本体を取りはずしてから行ってください。

おねがい

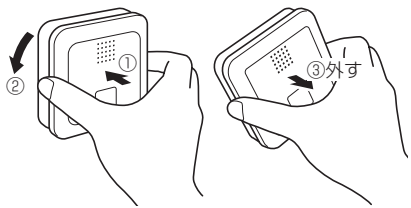
- お手入れするときは、警報器の内部に水が入らないように注意してください。
- お手入れするときは、アルカリ性洗剤、塩素系漂白剤、ベンジン・シンナー、アルコールは使わないでください。アルカリ性洗剤などを使うと、警報器本体の表面を傷めることがあります。
- お手入れ後、警報器側面のスリット(煙感知部)に異物(糸くず、水など)が残っていないか確認してください。



9. 警報器の取り外し・取り付けかた

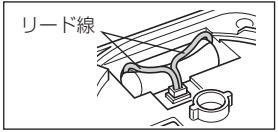
取り外しかた

押し付けながら、左(反時計回り)に止まるまで回す。

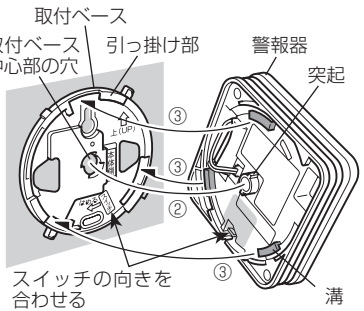


取り付けかた

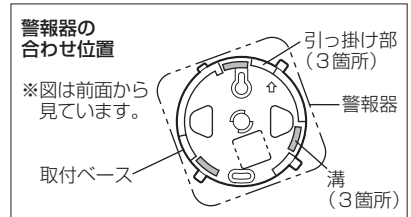
- 1 専用リチウム電池のリード線を右図のように束ねる。



- 2 警報器裏面中心部の突起を、取付ベース中心部の穴に合わせる。
※取付ベースの刻印「スイッチ側」と警報器のスイッチの裏側部と位置を合わせる。

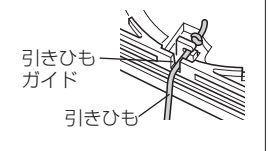


- 3 取付ベースの引っ掛け部の手前に、警報器裏面の溝(3箇所)を合わせる。

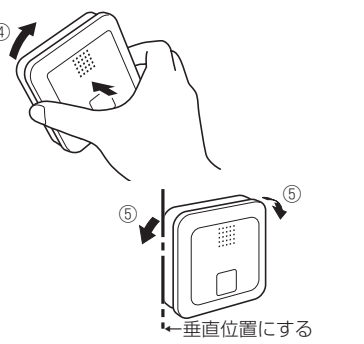


おねがい

引きひもが引きひもガイドに収まっていることを確認してください。確実にはまっていない場合、引きひもを正しく操作できなかつたり、警報器を取付ベースから外すことができなくなります。



- 4 本体を押し付けながら、右(時計回り)に回して固定する。



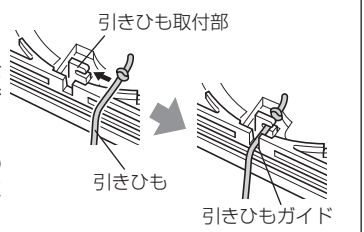
- 5 警報器が垂直位置になるように、少し左右に回して、角度を微調整する。

警報器の取付角度は、微調整できます。

※警報器を左(反時計回り)に回し過ぎて、「カチッ」と音がした場合は、警報器が外れているおそれがあります。

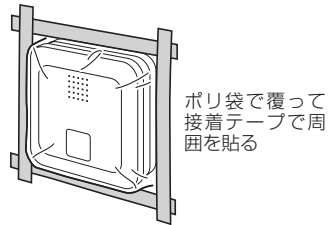
引きひもが外れた場合

- 1 警報器を外して、引きひもを引きひも取付部にはめ込んでください。
- 2 引きひもを引いて、引きひもガイドに通して、元のように警報器を取り付けてください。



10. 噴霧式殺虫剤を使用するときは

殺虫剤(くん煙式殺虫剤、加熱蒸散式殺虫剤なども含む)を使用する際は、誤作動のおそれがあります。警報器を取り外し、殺虫剤がかからない場所に置かポリ袋で覆ってください。噴霧が終わったら、換気後、必ず元の位置に戻してください。また、ポリ袋で覆った場合はポリ袋を取り除いてください。



11. 異常時の点検・処置

修理・サービスを依頼される前に、次の点検および処置をしてください。

下記の点検・処置をしても異常があるときは、販売店(リース取扱店)もしくは最寄りの大阪ガスお客さまセンターにご連絡ください。

こんなときは	ここを確認して	こう処置してください
火災ではないのに火災警報動作する。	調理の煙・蒸気、殺虫剤、タバコの煙、浴室からの湯気などが警報器にかかっていませんか？	室内を換気してください。頻繁に警報する場合は、取付場所に問題がある可能性があります。販売店(リース取扱店)にご連絡ください。
火災警報動作が止まらない。	煙感知部に煙が残っていたり、砂やホコリ、虫などが入っていませんか？	煙感知部内にうちわ、ドライヤー(冷風)などで風を送り、砂やホコリ、虫などを取り除いてください。それでも止まらない場合は専用リチウム電池を抜き、販売店(リース取扱店)にご連絡ください。
約10秒間隔でランプが点滅する。約1分間隔で「ビッ」音または「ビッビッ」音が鳴る。	スイッチを押したとき、「ビッ 電池切れです」のメッセージが鳴りませんか？	専用リチウム電池が消耗しています。販売店(リース取扱店)にご連絡ください。(「5.お知らせ機能について」参照)
スイッチを押したり、引きひもを引いても動作しない。	引きひもが正しく取り付けられていますか？	取付説明書の「4-4」を参照し、正しく取り付けてください。
専用リチウム電池が確実に取り付けられていますか？	引きひもが正しく取り付けられていますか？	電池コネクタを確実に接続してください。(それでも動作しない場合は、販売店(リース取扱店)にご連絡ください。)
専用リチウム電池が切れていませんか？(電池切れ警報をしていませんか？)	引きひもが正しく取り付けられていますか？	販売店(リース取扱店)にご連絡ください。

12. アフターサービス

この警報器の保証期間は、お買い上げ日から5年です(尚、リース契約の場合は、この限りではありません。「リース契約書」にて、ご確認ください)。保証書内容をよくお読みの後、お買い上げ店、お買い上げ日が記載されている「警報器登録票」または「リース契約書」とともに大切に保管してください。保証期間経過後の故障、電池切れについては、無料修理できません。有料での本体交換となります。要する費用は全てお客さまの負担とさせていただきます。アフターサービスについてご不明な点がある場合や、引越しやお部屋の模様替えなどで警報器を移動される場合は、販売店(リース取扱店)または、最寄りの大阪ガスお客さまセンターまでご連絡ください。

13. 機器交換期限

この警報器の交換期限は10年です。警報器本体には、交換期限を西暦と月で記入しています。ご購入時、お取り付け時にご確認ください。交換期限を過ぎたものは、電池切れなどにより正常な作動をしないおそれがありますので、新しい警報器とお取り替えください。交換期限は保証期間とは異なり、交換期限内であっても保証期間を過ぎている場合は、無料修理はできませんのでご注意ください(リース契約の場合を除く)。

■廃棄について

リース契約の警報器の廃棄

交換期限が過ぎた警報器は、販売店(リース取扱店)にて回収いたします。

お買い上げいただいた警報器の廃棄

- 販売店(リース取扱店)に、廃棄を依頼される場合販売店(リース取扱店)の店頭で回収しています。お近くの販売店(リース取扱店)にお持ち込みください。
- お客さまで廃棄される場合お住まいの市町村の廃棄物の処理方法にしたがってください。*必ず専用リチウム電池を取り出して廃棄してください。(分別方法については以下参照。)

警報器と専用リチウム電池の分別のしかた	
この警報器は専用リチウム電池を使用しています。警報器本体を取り外し、以下の要領で専用リチウム電池を取り出してください。	
専用リチウム電池のコネクタを引き抜き、専用リチウム電池を取り出してください。	
専用リチウム電池	コネクタ
引き抜く	
警告	
取り出した専用リチウム電池のコネクタは、ショートしないようにテープなどを巻いてください。	
リチウム電池の廃棄を誤ると、ショートして発熱・破裂・発火することがあり、ケガをしたり、火災に至るおそれがあります。	

14. 登録

この警報器は、コンピュータに登録して管理させていただきます。登録は取り付け時またはガスの開栓時に行い、登録済みの警報器には交換期限を西暦と月で記入していますのでご確認ください。また、交換期限の記入がない警報器は未登録の場合がありますので、販売店(リース取扱店)または、最寄りの大阪ガスお客さまセンターまでご連絡ください。交換期限が満了する約1ヶ月前に、登録されている警報器については、当社よりお知らせします。交換期限を過ぎたものは、新しい警報器にお取り替えください。

15. 仕様

型番	(4) 102-0011型
型名	住宅用火災警報器
鑑定型式番号	鑑住第22~10号
電源	専用リチウム電池(CR-2/3AZC22P, CR17335E-N-CN1-SCD)(DC3V) × 1コ
機器交換期限	10年(電池寿命約10年※)
感知対象	火災の煙
感知方式	煙式(光電式)
種別	2種
警報時	「ウーウーカンカンカン 火事です 火事です」
電池切れ警報時	1分おきに「ビッ」音、スイッチを押すと「ビッ 電池切れです」
故障警報時	1分おきに「ビッビッ」音、スイッチを押すと「ビッビッ 故障です」
火災警報音	70dB(A) / m以上(鑑定基準)
寸法	幅約90mm X 高さ約90mm X 奥行約28mm
質量	約115g(専用リチウム電池含む)
使用周囲温度	0℃~+40℃(結露しないこと)
設置場所	壁面・天井面

※10年間の寿命を保証するものではありません。ご使用環境の温度、湿度、ホコリの量や、点検回数(火災警報回数)などのご使用条件によって短くなる場合があります。お買い上げ後10年以内であっても保証期間を過ぎている場合の電池切れは、無料修理できませんのでご注意ください。

火事発見時は最寄りの消防署へ通報してください。(電話119)

大阪ガスのお問い合わせ先

大阪リビング営業部 <お客さまセンター>
☎ 550-0023 大阪市西区千代崎3丁目南2-37 ☎ 0120(0)94817

南部リビング営業部
☎ 590-0973 堺市堺区住吉橋町2-2-19 ☎ 0120(3)94817

北東部リビング営業部
☎ 569-8569 高槻市藤の里町39-6 ☎ 0120(5)94817

兵庫リビング営業部
☎ 650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目8-2 ☎ 0120(7)94817

京滋リビング営業部
☎ 600-8815 京都市中京区堂寺栗田町93 ☎ 0120(8)94817

※受付時間は、平日9:00~19:00、日祝日9:00~17:00となっております。
※お電話のおかけ間違いのないようお願いいたします。
※所在地・電話番号などは変更がある場合がありますので、その節はご容赦願います。

住宅用・煙式

火災警報器

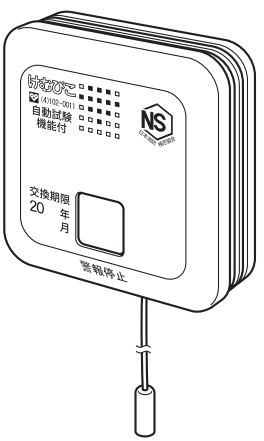
けむびこ

型番(4)102-0011型

取扱説明書

一般家庭用 屋内専用

- お買い上げありがとうございました。
- ご使用前に必ずお読みいただき大切に保管してください。



ご使用前に

- この商品は煙を感知して警報する機能を持っています。
- この商品は日本消防検定協会の鑑定品です。住宅用火災警報器として設置できます。
- この警報器は、火災による煙を感知して音声で警報を発する機能をもっておりませんが、室内の空気の流れなどにより、煙感知部に煙が到達しなければ警報しません。また、火災の発生を未然に防止したり、火災による損害の拡大を防止する装置ではありません。火災などによる損害については、責任を負いかねますのでご了承ください。
- 煙感知部の性質上、火災以外の煙や湯気、殺虫剤、スプレー、結露、砂、ホコリ、虫などで警報する場合があります。特に殺虫剤(くん煙式、加熱蒸散式も含む)を使用する前に必ず「10.噴霧式殺虫剤を使用するときは」をお読みください。

お願い

- この商品は、法律(消防法9条2)で住宅への設置および維持について義務付けられています。お客さまでの維持管理をお願いします。
- この商品は、煙感知部の異常や電池切れを検出して自動的に警報する機能を持っています。警報音やランプの点滅にご注意ください。(「5.お知らせ機能について」参照)
- 維持管理のために、1ヶ月に1回程度、点検を行ってください。また1週間以上留守にされた場合も点検を行ってください。(「7.定期点検」参照)